

サンフランシスコ講和条約の位置付けに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十月十一日

参議院議長江田五月殿

藤末健三

サンフランシスコ講和条約の位置付けに関する質問主意書

サンフランシスコ講和条約の条文の最後の文章は、英文では「DONE at the city of San Francisco this eighth day of September 1951, in the English, French, and Spanish languages, all being equally authentic, and in the Japanese language.」となつてゐる。日本語訳では「一千九百五十一年九月八日于サン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した」となつてゐるが、これを踏まえて以下質問する。

我が国政府は、日本語版を正文に準ずるものとして締約国の承認を得た上で、条約に調印している。また、現在条約締結国に保管されている条約認証謄本は日本語版を含む四か国語のものとなつてゐる。しかし、英語版を読む限りにおいては、日本語版は正文ではなく、それに準じる取扱いになつてゐるのではない。日本語版は、国際的に正文として取り扱われているのか、あるいは正文に準じた取扱いになつているのか、明確に示されたい。

右質問する。

